

2021年3月8日

お客さま各位

株式会社山梨中央銀行

### 取引時確認等の定期的な実施について

平素より、当行をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、昨今の金融機関においては、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与対策の重要性が日々増しております。

当行では、こうした取組みを強化するため、すでにお取引のあるお客さまに対し、本人確認やお取引の状況等について、定期的に確認作業を実施させていただいております。

つきましては、ご来店をお願いするダイレクトメール（以下「DM」といいます）を順次発送させていただいておりますので、DM 到着の際には、大変お手数ではありますが、DM 記載の必要書類をご確認のうえ、指定された期日までにお取引店または最寄り店の窓口までご来店いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご来店、またはご連絡いただけない場合（当行が特段の事情等があると判断した場合は除きます）は、やむを得ず、各種預金規定に基づき、取引口座の一部利用ができなくなる場合がございますので、ご了承ください。

なお、DM の発送にあたっては、順不同、ならびに事前に当行にご申告いただいた時点のお客さま情報に基づき実施しておりますので、記載内容等につきましては、ご了承くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

<本件に関するお問い合わせ先>

経営管理部 法務・コンプライアンス課 AML センター

【電話】 0120-201862（みれあいハローに照会コード：5）

【受付時間】 月曜日～金曜日 9:00～17:00

（ただし、祝日・12/31～1/3 は除きます。）

以上